

社援保発第 0327 第 1 号  
社援地発第 0327 第 1 号  
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県  
各 指定都市  
中核市

生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿  
生活保護制度主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局保護課長  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

本年 4 月より、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）が施行されるとともに、生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年第 104 号）が改正されることに伴い被保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業である被保護者就労支援事業等が創設されることとなった。

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）は、被保護者（現に保護を受けている者（法第 6 条第 1 項）をいう。）及び被保護者ではない要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（法第 6 条第 2 項）をいう。）が対象であり、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（新法第 2 条第 1 項）を対象としている（要保護者以外の生活困窮者。ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも対象である。）。

新法の運用に当たっては、必要な者には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方に基づき、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

一方、生活保護から脱却した者等が必要に応じて新法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要であ

る。

今般、両制度における連携について下記のとおり通知するので、生活困窮者等に対し適切な支援を実施していただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 連携の窓口

自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）は、福祉事務所と日常的に必要な情報交換等を行うなど緊密に連携し、生活保護が必要であると判断される者は確実に福祉事務所につなぎ、逆に新法の対象となり得る者については福祉事務所から自立相談支援機関に適切につなぐこととする。

新法と法に基づく事業の連携に当たっては、直営・委託いずれの場合においても、自立相談支援機関の相談支援員等の各支援員及び福祉事務所のケースワーカーが窓口となることが基本である。

なお、自立相談支援機関と福祉事務所との連携に先立ち、両者の間で、連携方法などについて事前に調整を行うことが重要である。

### 2 事業の実施方法

新法と法の事業について、同一の事業者が受託する場合、自立相談支援機関における支援の途中で生活保護受給に至った場合であっても、同一の支援員が引き続き対応することができ、一貫したより効果的な支援を行うことができると考えられる。

この場合、新法の事業に係る相談支援員等と法の事業に係る就労支援員等とが兼務することも考えられるが、その費用については、自治体内の他の事業も参考に、勤務時間などに応じて按分する必要があることに留意する必要がある。

なお、異なる事業者が受託する場合においても、事業者間で相談支援に係るノウハウの共有や向上を図るなど、連携することが重要である。

### 3 連携の対象者

自立相談支援機関又は福祉事務所は相談者からの相談等を聞き取り、必要に応じて、相互に連携すること。

(1) 自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ者は以下のような者が考えられる。

- ①要保護者であると見込まれる者
- ②支援途中で要保護状態となった者

(例)

- ・会社の倒産、リストラなどにより要保護状態となった場合
- ・住居確保給付金の支給期間中に就労できず支給期間の終了により要保護状態となった場合

(2) 福祉事務所から自立相談支援機関につなぐ者は以下のような者が考えられる。

- ①現に経済的に困窮し、要保護状態になるおそれのある者

(例)

- ・一定の収入・資産はあるものの、経済的に困窮しており、就労など様々な課題を抱えている場合

- ②保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となった者

- ③保護を脱却し引き続き自立相談支援機関の支援を希望する者又は支援が必要と考えられる者

(例)

- ・対人関係になお不安を有する場合、精神状態が不安定である場合
- ・過去に安定的な就労をしたにも関わらず短期間で離職をしているような場合

なお、(1)(2)いずれの場合にも、両制度の仕組みについて十分な説明を行い、本人の希望や意思を確認した上で、適切な支援につなぐことが必要である。

#### 4 情報共有する内容・方法等

##### (1) 共有する内容等

- ・相談段階での引き継ぎの場合は、相談段階で聞き取った内容を伝える。
- ・支援途中の引き継ぎ等の場合は、世帯の基本情報に加え、必要に応じて支援経過がわかる資料を添付する。
- ・本人に関する情報や関係資料等を共有する場合には、本人の同意を得ることが必要である。
- ・自立相談支援機関における支援が必要な状況や生活保護の受給が必要であると見込まれる事情等について伝達する。また、支援に当たり必要な本人に関する特段の留意事項等があれば、併せて伝えることとする。

## (2) 具体的な共有の方法

### ①自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ場合

#### (イ) 相談者が要保護者であると見込まれ福祉事務所につなぐ場合

「自立相談支援事業の手引き」(平成 27 年 3 月 6 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)の別紙「自立相談支援機関使用標準様式」(帳票類)の相談受付・申込票やアセスメントシートが作成されている場合には、当該様式等を送付する。

#### (ロ) 支援対象者が支援途中で要保護状態となり福祉事務所につなぐ場合

アセスメントシートとともに、プラン兼事業等利用申込書など経過に応じた関係資料を送付する。

### ②福祉事務所から自立相談支援機関につなぐ場合

#### (イ) 現に経済的に困窮し、要保護状態になるおそれのある者

#### (ロ) 保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となる場合

「生活保護法施行準則細則について」(平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号厚生省社会・援護局長通知)に定める面接記録票を送付する。

#### (ハ) 保護を脱却した者が引き続き自立相談支援機関の支援を希望する又は支援が必要と考えられる場合

- ・保護台帳(世帯の基礎情報)
- ・決定調書(最低生活費と収入充当額等) ※直近 3 か月分を目安
- ・ケース記録表(世帯状況や支援状況) ※直近 1 年分を目安
- ・その他必要に応じ関係資料

を送付する。

※ 被保護者が他の福祉事務所区域に転居する場合に、旧居住地の福祉事務所長から新居住地の福祉事務所長あてに送付される書類一式と同様の取扱い

※ 各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応をすることとする。また、本人の意向を十分踏まえた対応を行うこととする。

## (3) フォローアップ

新法に基づく就労支援等を受けてきた者が、生活保護を受給するに至った場合であっても、例えば下記ア及びイのように、個々の状況や自治体における事業実施体制によっては、引き続き、一定期間、自立相談支援機関においてフォローアップを行うことが適切である場合もある。そのため、本人の意向を確認し、窓口となる自立相談支援機関の相談員等と福祉事務所のケースワーカーが世帯情報等を共有した上で、適切なフォローアップが可能となる

よう、円滑な引き継ぎを行うことが重要である。

- ア 新法に基づく就労支援と法に基づく就労支援の委託先が異なる場合等で、同じ担当者が引き続き一定期間フォローアップを行うことが本人の状況等から判断して適切と考えられる場合
- イ 支援の提供場所が遠隔地にあることなどから、引き続き一定期間フォローアップを行うことが必要な場合

また、法に基づく就労支援等を受けていた者が、就労により保護を脱却した場合も同様である。

## 5 同行支援等

自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ場合において、必要に応じて、事前にケースワーカーが自立相談支援機関での相談に同席するとともに、特に、他者とのコミュニケーションが苦手な場合や特段の事情を抱えている場合などには、自立相談支援機関の相談支援員等が福祉事務所へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行うことが望ましい。

福祉事務所から自立相談支援機関につなぐ場合も、同様である。

## 6 両制度に基づく事業の実施

支援を必要とする生活困窮者、生活保護受給者に対し、連続的な支援が可能となるよう、両制度に基づく事業等を併せて実施することが重要である。